

定 款

ゼット株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社はゼット株式会社と称し、英文では ZETT CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種スポーツ用品の製造、販売並びに輸出入
- (2) 各種レジャー用品の製造、販売並びに輸出入
- (3) 各種医療用品、健康用品、美容用品の製造、販売並びに輸出入
- (4) 衣料用繊維製品の製造、販売並びに輸出入
- (5) 皮革製品、合成皮革製品の製造、販売並びに輸出入
- (6) 洋品雑貨、日用品雑貨、玩具、書籍の販売並びに輸出入
- (7) スポーツに関わるコンサルティング業務、教育研修の実施
- (8) スポーツ施設、遊技場の設置、運営並びにコンサルティング業務
- (9) ゴルフ及びスポーツ施設の会員権売買
- (10) スポーツ及び各種文化的催し物の企画運営並びにそれらの入場券の
販売斡旋業務
- (11) 倉庫業
- (12) 労働者派遣事業法に基づく人材の派遣
- (13) 不動産の管理保全及び賃貸
- (14) 食料品、清涼飲料水の販売並びに輸出入
- (15) 自動車用品、自動車附属品の販売並びに輸出入
- (16) 育児用品、介護用品の販売並びに輸出入
- (17) 化粧品の販売並びに輸出入
- (18) 自転車、自転車附属品の販売並びに輸出入
- (19) 電気製品、空気清浄機及び空調機器の販売並びにリース業
- (20) 各種スポーツ用品及び器具のレンタル業
- (21) 古物販売並びにその受託販売
- (22) 著作権、商標権及び意匠権の取得、貸与並びに販売業
- (23) 以上各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに、あらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役の中より代表取締役を選定する。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開くことができる。
3. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。ただし、第 1 項の方法によるものとする。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 29 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集権者及び議長)

第 31 条 監査等委員会は、常勤監査等委員がこれを招集し議長となる。

2. 常勤監査等委員に事故があるときは、監査等委員会であらかじめ定められた順序により他の監査等委員が招集し、議長となる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

1980年10月20日改定
1982年10月19日改定
1986年10月17日改定
1991年 6月27日改定
1992年 6月26日改定
1994年 6月29日改定
1997年 6月27日改定
2000年 6月29日改定
2002年 6月27日改定
2003年 6月27日改定
2004年 6月29日改定
2005年 6月29日改定
2006年 6月29日改定
2009年 6月26日改定
2010年 6月29日改定
2014年 6月27日改定
2015年 6月26日改定
2016年 6月 1日改定
2017年 6月28日改定
2021年 6月29日改定

以 上